

運 営 規 程
特別養護老人ホーム 弘前大清水ホーム
(介護予防) 短期入所生活介護事業所

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う介護老人福祉事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態で介護者に代わって介護する必要がある場合、当該高齢者を特別養護老人ホームに入所させ、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うとともに、その家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) (介護予防) 短期入所生活介護の提供に当たっては、介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (2) (介護予防) 短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいようにケアプランの内容について説明し、同意を得る。
- (3) (介護予防) 短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。そして自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な相談および助言を行う。
- (5) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず拘束する場合は、利用者又はその家族に説明のうえ行うとともに、その状態、経過、心身の状況及び拘束の理由等を記録する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 弘前大清水ホーム
- (2) 所在地 弘前市清原4丁目9番地2

(職員の職種及び員数)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は、別表Ⅰのとおりとする。

(利用定員)

第5条 (介護予防) 短期入所生活介護の利用定員は2名とする。

又、施設の空床を利用しての指定(介護予防)短期入所生活介護もあわせて行うものとする。

(通常を送迎実施地域)

第6条 通常を送迎の実施地域は、弘前市、平川市、大鰐町、板柳町、藤崎町、田舎館村、西目屋村とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 (介護予防) 短期入所生活介護の利用料その他の費用の額は、別表Ⅱに定めるとおりとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 利用者は、サービス利用にあたって次のことに留意しなければならない。

- (1) 利用者は、居室及び共用施設、敷地の利用方法等に関し、その本来の用途のしたがって、十分な注意をもって利用するものとする。
- (2) 利用者は、他の居室に立ち入る場合等、プライバシーを尊重しなければならない。
- (3) 利用者が、外出、外泊する場合は、あらかじめその旨を事業所に届け出る。
- (4) その他、事業所が定めた禁止行為に関すること。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、非常災害その他の緊急の事態に備えて、非常災害体制は次のとおりとする。

- (1) 消防法施行規則第3条に定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、その計画に基づき、非常災害対策を行う。
- (2) 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務は、事業所が職員の中から選任した防火管理者（消防法第8条に定める防火管理者）及び職員によって構成される防火対策委員会によって行う。
- (3) 消防訓練及び避難・救出訓練は、年12回実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 (介護予防) 短期入所生活介護従業者は、現に(介護予防)短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに、嘱託医等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、園長に報告しなければならない。

(虐待の防止)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修を定期的に実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に4養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを県及び市町村に通報するものとする。

(ハラスメント)

第12条 事業者は、従業員の職場環境向上を図る為、「社会福祉法人藤聖母園ハラスメント防止等規程」に基づき、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(業務継続に向けた取り組み)

第13条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を講じるため業務継続計画（BCP）に基づいた訓練と研修を実施し定期的な見直しを行うものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第14条 職員は、正当な理由がなく、その他業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持しなければならない。
- 3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付の窓口として生活相談員及び園長を充てるとともに、関係機関における苦情の受付は「重要事項説明書」第8項に定めるとおりとする。

- 4 感染症又は食中毒が発生・まん延しないよう委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練などの対策を講じるものとする。
- 5 褥瘡が発生しないよう適切な看護・介護を行うと共に、その発生を防止するように努める。
- 6 利用中に生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、「身体拘束廃止に向けた取り組み」に従い対処する。

(その他)

第15条 当事業所の運営に関する事項は、条例並びにこの規定及び重要事項説明書に定めるほか、利用者及びその家族と、当法人・当事業所管理者が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成20年2月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成21年9月17日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成27年8月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成29年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成30年11月9日から実施し、同年8月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、2019年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、2020年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、2021年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、2021年11月10日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

この規程は、2022年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、2022年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、2023年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、2023年6月14日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

この規程は、2024年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この規程は、2024年6月12日から実施し、同年6月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず別表Ⅱ中の利用者負担段階区分の居住費の日額の改正については2024年8月1日から実施する。

別表 I (第 4 条関係)

| 職 種 | 常 勤 | 非常勤 | 職 務 内 容 |
|------------------------|------------|-----|--|
| 施設長 | 1 名 | | 施設の業務を統括管理する。 |
| 事務職員 | 4 名 | | 庶務及び会計等事務業務に従事する。 |
| 生活相談員 | 2 名 | | 利用者及び家族の相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う。 |
| 介護支援専門員(専従) // (兼務) | 1 名 5 名 | | 施設サービス計画の作成等に従事する。 |
| 医師 | | 3 名 | 利用者の病状を把握し、利用者の診察・健康管理及び保健衛生指導に従事する。 |
| 理学療法士 | | 2 名 | 直接待遇職員を指導するとともに、利用者の機能回復を促進する業務に従事する。 |
| 機能訓練指導員 | 1 名 | | 利用者の身体の状況を常時把握し、機能回復の促進及び機能低下を予防する業務に従事する。 |
| 看護師 | 1 名 | | 医師の診療補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理及び日常生活の援助に従事する。 |
| 准看護師 | 4 名 | 1 名 | |
| 介護職員 | 30 名 | 2 名 | 利用者の介護及び日常生活の援助に従事する。 |
| パストラルワーカー | | 2 名 | 利用者の精神的相談及び指導に従事する。 |
| 介護助手 | | 3 名 | 介護補助業務に従事する。 |
| 栄養士 | 1 名 | | 適切な栄養指導を行い、食品及び衛生管理に努め、調理員を指揮監督する。 |
| 管理栄養士 | 1 名 | | 栄養ケア計画の作成等に従事する。 |
| 調理職員 | 7 名 | 2 名 | 食品衛生に留意し、調理業務に従事する。 |
| ボイラー技士 | 1 名 | | ボイラー他各種機械類の保守、点検管理に従事する。 |
| 業務職員 | 2 名 | 1 名 | 施設設備の管理及び環境整備に従事する。 |

別表Ⅱ（第7条関係）利用者のサービス費（Ⅱ・多床室）

| 区 分 | 金 額 | | | |
|---|--|--|-------|-----|
| 短期入所生活介護費 ※ 65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方の利用者負担分は年金収入等に応じた負担となります。 ※ 単身世帯で年金収入等のみの場合 年金収入280万円～340万円未満の場合 20% 年金収入等340万円以上 30% | 要支援1 | 日額 | 451円 | |
| | 要支援2 | 日額 | 561円 | |
| | 要介護1 | 日額 | 603円 | |
| | 要介護2 | 日額 | 672円 | |
| | 要介護3 | 日額 | 745円 | |
| | 要介護4 | 日額 | 815円 | |
| | 要介護5 | 日額 | 884円 | |
| | 加 算 | 専従機能訓練指導員配置加算 | 1日につき | 12円 |
| | | 個別機能訓練加算 | 1日につき | 56円 |
| | | サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 1日につき | 22円 |
| 看護体制加算Ⅰ | | 1日につき | 4円 | |
| 看護体制加算Ⅱ | | 1日につき | 8円 | |
| 夜勤職員配置加算Ⅲ | | 1日につき | 15円 | |
| 認知症専門ケア加算(Ⅰ) | | 1日につき | 3円 | |
| 若年性認知症利用者受入加算 | | 1日につき | 120円 | |
| 送迎加算 | | 片道につき | 184円 | |
| ※片道2km未満100円 2km以上1km増毎に50円追加 | | | | |
| 口腔連携強化加算 | | 1回につき | 50円 | |
| | | ※ 1月に1回に限る | | |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) | | 1月につき | 100円 | |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) | 1月につき | 10円 | | |
| 看取り連携体制加算 | 1月につき | 64円 | | |
| | ※ 死亡日と死亡日前日30日以下 7日限度 | | | |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) | 基本サービス費+総加算一律14.0% | | | |
| 基準費用額 | 居住費(滞在費) 1日につき 915円 食費 1日につき 1,455円 | | | |
| 負担限度額(特定入居者) | 利用者負担第一段階 | 居住費 1日につき 0円 食費 1日につき 300円 | | |
| | 利用者負担第二段階 | 居住費 1日につき 430円 食費 1日につき 390円 | | |
| | 利用者負担第三段階① | 居住費 1日につき 430円 食費 1日につき 650円 | | |
| | 利用者負担第三段階② | 居住費 1日につき 430円 食費 1日につき 1,360円 | | |
| | 理美容代 | 1回につき、1,500円 | | |
| | 教養娯楽費 | (1) クラブ活動は内容によって参加費、材料費等は実費 (2) 宿泊をとまなう行事や買い物等は実費 | | |
| 行政手続代行 | 介護保険以外の行政手続にかかる経費 | | | |